

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 改正の内容

(1) 災害応急作業等従事手当の改正（第 10 条関係）

宇治市（現行）

災害の程度	作業内容	手当額
重大な災害	① 災害警備、遭難救助等の作業	840 円／日
	② ①が著しく危険な作業又は著しく危険な場所での作業の場合	1,680 円／日

改正案

災害の程度	作業内容	手当額
重大な災害 (災害救助法の 適用 <u>なし</u>)	① 災害警備、遭難救助等の作業	840 円／日
	② ①が著しく危険な作業又は著しく危険な場所での作業の場合	1,680 円／日
大規模災害 (災害救助法の 適用 <u>あり</u>)	③ 大規模災害における①の作業	1,080 円／日
	④ 大規模災害における②の場合	2,160 円／日

(2) 大型獣の対応作業に従事する職員の特殊勤務手当の創設（第 11 条関係）

①対象となる作業

大型獣の止め刺し補助、囲い込み等の作業

②支給額

作業 1 回につき 1,000 円以内の額

(3) 犬、猫等の死体収集作業に従事する職員の特殊勤務手当の創設（第12条関係）

①対象となる作業

犬、猫等の死体収集作業

②支給額

勤務1日につき500円以内の額

2 施行期日

1 (1)～(3)とも、令和8年4月1日から施行